

一般質問通告一覧表

日付	発言者順序 【質問方式】	発言の要旨
平成 25 年 12 月 6 日 (金)	1 上原しのぶ 【一問一答】	1 生駒市の介護保険制度について
	2 成田 智樹 【一問一答】	1 健康づくり推進のための施策について
	3 吉波 伸治 【一問一答】	1 「学研北生駒駅周辺まちづくり構想等」について
	4 下村 晴意 【一問一答】	1 児童虐待の現状・課題と根絶に向けた今後の取組について
9 日 (月)	5 竹内ひろみ 【一問一答】	1 調整池の管理について
	6 白本 和久 【一問一答】	1 野生動物（イノシシ・アライグマ）による被害対策について
	7 塩見 牧子 【一問一答】	1 政策形成過程における市民参加について 2 要綱の条例化について
	8 伊木まり子 【一問一答】	1 地域包括ケアについて
	9 恵比須幹夫 【一問一答】	1 容器包装リサイクルについて
10 日 (火)	10 樋口 清士 【一問一答】	1 生駒市の人事政策について
	11 浜田 佳資 【一問一答】	1 家庭系ごみの減量推進について

平成25年11月22日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

上原しのぶ印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年11月22日
午前11時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の介護保険制度について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	生駒市の介護保険制度について
質疑・質問の要旨	
介護保険制度が始まって10年以上が経過しています。当初は、「公的に介護を受けることが出来る」という大きな期待が寄せられました。しかし、市民の期待とは裏腹に、高い保険料に加えて利用料が取られるという現実、市民は大きな衝撃を受けました。加えて制度を利用するに当たっては、要支援から要介護5まで身体状況を細かく分断され、その枠内でしか制度を利用できないという実態です。 とはいえ、今日の高齢化社会の中で介護保険制度は不可欠なものとなっており、それぞれの身体状況に応じた介護を安心して利用できる体制こそが求められています。 この間、国は幾度か制度の見直しや改正を重ねてきましたが、この秋にまた、介護保険制度の「見直し」の議論が猛スピードで進んでいます。厚生労働省の予定どおりに進めば、2015年からの実施をめざし、来年の通常国会に介護保険法案が提出されることとなりますが、今回の見直しで厚生労働省は、要支援者150万人もの保険外しをはじめ、低所得者にまで照準をあて容赦ない給付削減と負担強化の大改悪を狙っています。 このような国の状況の中で、生駒市においては、どのように介護保険制度を実施していくお考えなのか、具体的に以下の点について質問いたします。 1. 要支援者1・2の利用者にはどのようなサービスを提供されるのでしょうか。国の案では、現在、要支援1・2の人に介護保険が実施している予防給付は、段階的に廃止するという方向ですが、生駒市ではどのようにされるのでしょうか。 2. 特別養護老人ホームの入所について、制限は設けませんか。 (現在の要介護1～5までの人の利用は可能ですか) 3. デイサービスの内容についても国は、再編・縮小と言っていますが、生駒市では今までどおりの内容を提供できますか。利用者負担は従来どおりに据え置けますか。 4. 在宅サービスや介護施設利用料などの利用者負担は、従来どおりに据え置けますか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年11月22日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

成田 智樹



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年11月22日
午後4時56分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> ・ <u>一括質問方式</u> ・ <u>一問一答方式</u> ・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	健康づくり推進のための施策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	健康づくり推進のための施策について
質疑・質問の要旨	
「いつまでも健康で長生きしたい」この誰もが抱く願いを実現するには、国民一人ひとりが自らの「健康寿命をどう延ばすことができるか」にかかっています。 厚生労働省は、「健康寿命を延ばす」ことを目的に、2000年度から2012年度までの12年間で国民の健康づくり運動「健康日本21」（第1次）としてメタボリック症候群に着目した生活習慣病対策を進めてきました。続いて2013年度からの10年間については、新たな健康目標を定めた第2次「健康日本21」が打ち出され、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等を基本的な方向性として、本年4月にスタートしています。 そんななか、厚生労働省は本年9月、昨年度に全国の医療機関に支払われた医療費が、過去最高の38.4兆円に達したと発表しました。団塊の世代が75歳を超える2025年度には約54兆円に達する見込みで、医療水準を維持するとともに、財政の改善が課題となっています。 本市においても、「健康日本21」（第1次）計画を踏まえ「第1期健康いこま21」計画に取り組み、本年新たに、「健康日本21」（第2次）計画を踏まえて「第2期健康いこま21」計画が策定され、第2期では、計画の理念を「みんなですすめる市民健康づくり」、基本方針を「健康寿命の延伸を目指して!!」と定め、様々な施策を推進することと思料しますが、一方で、医療費の適正化、国保財政の維持は喫緊の課題です。 それらを踏まえ、生駒市民の健康づくり推進のための施策について、以下のとおり質問いたします。	
1 レセプト・健康診断情報等を活用したデータヘルスの推進について 本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「国民の『健康寿命』の延伸」というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、「データヘルス計画（仮称）」の策定が盛り込まれています。まずは今年度中に「健康保険法に基づく保険事業の実施等に関する指針」を改正し、すべての健康保険組合に対し、データヘルス計画の作成・公表、事業実施等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとし	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

ています。

データヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保険事業のことで、レセプト（診療報酬明細）・健康診断情報等を活用し、加入者の健康保持増進のための意識づけ、受診勧奨などの保険事業を効果的に実施していくために作成するのがデータヘルス計画です。

自治体において、積極的にデータヘルス計画を導入することによって、生活習慣病の重症化予防や医療費の適正化に効果を発揮し、国保財政にとって大きなメリットとなることが期待されます。本市の現状及び今後の取り組みについて質問いたします。

- （１）本市では2011年９月から、レセプトを活用してジェネリック医薬品の利用促進が図られているが、どのように評価しているのか。期待した成果は得られているのか。
- （２）本市において、上記の他、レセプト、健診情報等を活用した事業は実施されているのか。また、データヘルス計画の策定・実施は検討しているのか。
- （３）広島県呉市や東京都東大和市では、すでにレセプトデータ等を活用した「糖尿病等重症化予防プログラム」を実施している。本市においても糖尿病患者は年々増加傾向にあり、腎不全が一人当たりの医療費の第一位であるという状況を踏まえれば、同様のプログラムの導入を検討すべきと考えるがどうか。

２ 健診受診率の向上と「健康マイレージ」の取り組みについて

健診の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる「健康マイレージ」の取り組みが注目されています。

市民の健診受診率を上げ、健康づくりに励むことで医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策です。

「日本一健康文化都市」を掲げる静岡県袋井市では2007年度から、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換できる、また、ためたポイントを幼稚園や小・中学校などへの寄付に用いることができる等の施策を実施しています。将来の超高齢社会を見据え、同様の施策が全国の多くの自治体で導入されています。

- （１）本市において、「健康マイレージ」の導入を実施または検討しているのか。
- （２）生活習慣病の予防、早期発見及び重症化予防のためには、まずは健診受診率を向上させることが重要である。受診率向上のため、今後どのような施策を検討しているのか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 11 月 27 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

吉 波 伸 治



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 11 月 27 日
午後 0 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)		質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)	
1	「学研北生駒駅周辺まちづくり構想等」について	
2		
3		
4		
5		

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	「学研北生駒駅周辺まちづくり構想等」について
質疑・質問の要旨	
市は今年の7～8月に、「学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定及び都市計画マスタープラン見直し業務に係る公募型プロポーザル」を実施し、学研北生駒駅周辺まちづくりに係る3事業（まちづくり構想策定、都市計画マスタープランの見直し、都市計画道路の見直し）を始めました。生駒市第5次総合計画は、学研北生駒駅周辺を「地域拠点」に位置づけており、これら3つの事業は、当該地の市民生活や住環境に対するのみならず市全体のまちづくりのあり方に大きな影響をもたらすものです。そこで、その3つにつき、以下、質問いたします。	
(1) 学研北生駒駅周辺まちづくり構想作成について	
①プロポーザルの業務仕様書によれば、構想作成は関係主体により構成されるまちづくり協議会を立ち上げて行うとのことですが、関係主体とは地権者、事業者以外にどのような人々ですか。	
②構想策定対象予定エリアには、家電量販店・カー用品店予定地が入っていますが、その北側のホームセンター予定地は入っていません。プロポーザルの業務仕様書には「魅力的で一体感のある拠点地区の形成を図る」となっているのになぜですか。	
(2) まちづくり協議会は、都市計画マスタープランの見直し検討、都市計画道路の見直し検討も行うのですか。	
(3) 都市計画マスタープランの見直しをするということは、マスタープランに不十分な点があるということになりますが、それはどこでしょうか。	
(4) 都市計画道路高山南北線の見直しについて	
①都市計画道路の見直し検討に適用されるプロポーザルの特記仕様書の業務箇所図をみれば、見直し対象区間は学研北生駒駅周辺となっています。高山南北線は学研高山第2工区を縦断する4540mの道路なのに、学研北生駒駅周辺の区間だけの見直しにどんな意義があるのでしょうか。	
②プロポーザルの特記仕様書の業務箇所図では、学研高山第2工区も業務箇所となっています。どんな業務をするのでしょうか。	
③将来リニア誘致が実現してその中間駅が学研高山第2工区に設置される可能性があります、その可能性に関係なく高山南北線の見直しをなぜ今されるのでしょうか。	
④平成14年8月30日に告示された都市計画決定では、高山南北線は市道真弓芝線につながらないように決定されていますが、真弓芝線およびそれと連結する市道押熊真弓線が通る地域の住民は、将来の都市計画変更で幅員29m・4車線の高山南北線が幅員16m・2車線の真弓芝線につなげられることで交通公害が増大することを危惧しています。09(H21)年6月には、地元自治会は「都市計画道路である高山南北線の位置は平成14年8月30日に告示された都市計画決定の通りとし、その位置の変更は行わないでいただきたい」との要望書を県と市に提出しています。今回の見直しは、地域住民の危惧を増大させることのないよう行うべきと考えますが、市の見解はいかがですか。	
(以上)	

平成25年11月27日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

下村晴意印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年11月27日
午後0時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	児童虐待の現状・課題と根絶に向けた今後の取組について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	児童虐待の現状・課題と根絶に向けた今後の取組について
質疑・質問の要旨	
1 1 月は、厚生労働省が定める「児童虐待防止月間」です。この期間中、公明党女性委員会と同青年委員会は、「オレンジリボン街頭」と銘打った街頭演説会を全国各地で開催しました。 連日のように全国各地で、幼い命が奪われる心痛む報道が流れています。児童虐待の現状を見ますと、児童相談所での児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、2012年度は、過去最高の66,807件（速報値）となっています。これは、児童虐待防止法施行前の1999年度と比べて、約5.7倍の増加に当たります。 増加の理由として、児童虐待への意識が向上し、より多くの相談が寄せられるようになったことが一因として挙げられています。しかし一方で、虐待そのものが増えている可能性も指摘されており、一層の対策強化が必要となります。 2000年に児童虐待防止法が成立し、同法により、法律上初めて児童虐待の定義が、①身体への暴力②わいせつな行為③養育の放棄④心理的外傷を与える言動などと明確化され、虐待を発見した場合の通告義務も定められました。 また、2007年の改正では、児童相談所の立ち入り調査の権限も強化され、子どもや親の相談などに当たる児童福祉司を増員するための配置基準の見直しや親権の一時停止など、充実されてきました。 また、虐待の未然防止対策の一つとして、保健師等が、生後4カ月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児不安等の相談に応じる「こんにちは赤ちゃん事業」も全国展開され、2011年度で92.3%の市区町村で実施されています。 虐待の背景には、親の孤立や経済問題、産後うつ、望まない妊娠など、さまざまな要因が考えられることから、妊娠、出産、育児に至るまでのきめ細やかな支援体制の構築が必要です。中でも相談窓口や支援施設など関係機関の連携強化や、出産直後の母子の心身をサポートする「産後ケア」も必要だと考えます。 虐待の現場を見ることはなかなか難しいかもしれませんが、ふだんから大	

人が地域の子どもを見守り、気遣う視点を持つことが何より重要だと思います。そのうえで、「これは児童虐待である」と思われる場合は、迷わず連絡していただける体制づくりのための市民への啓発も重要であると考えてるため、以上に述べてきたことを踏まえて質問します。

1 児童虐待件数は、全国的に増加傾向にあると述べましたが、本市における件数の推移はどのような状況にあるのでしょうか。また、本市における主な虐待相談の内容及び被虐待者の年齢別の構成比率はどのような状況となっていますでしょうか。

2 現在までの本市における児童虐待の発見につながった経緯として、どのようなケースがありましたか。

また、発見から対処まで、市はどのような手続きで対応してこられましたか。

3 子どもたちを守るためには、こどもサポートセンターゆう、教育委員、各学校、児童相談所及び警察など、関係機関とのネットワークが重要になります。それとともに、働く世代の男性が積極的に育児に関わる取組は、子育ての担い手を増やし、出産直後の母親を孤立させない意味で重要だと思いますが、児童虐待を事前防止するための課題には、どのようなことがありますか。

4 児童虐待の早期発見は、その被害を軽減させるためには非常に重要であると考えますが、早期発見をするための課題には、どのようなことがありますか。

また、虐待を発見した場合、速やかな保護も早期発見と同様に重要であります。速やかに保護するためには、どのような課題がありますか。

5 本市として、児童虐待の根絶に向け、具体的な取組についてお聞かせください。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年11月27日

生駒市議会議長

中谷尚敬様

生駒市議会議員

竹内ひろみ



発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年11月27日
午後3時53分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	調整池の管理について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	調整池の管理について
質疑・質問の要旨	
調整池は、集中豪雨などの局地的な出水により、河川の流下能力を超える可能性のある洪水を、河川に入る前に一時的に溜める池です。 宅地などの開発が行われると、当該区域の雨水流出機構が変化し、開発区域およびその周辺地域に溢水等による被害が生じる恐れがあるため、開発に際しては、必要に応じて調整池等の流出抑制施設が設置されています。調整池はコンクリートブロックに囲まれたものが多く、集中豪雨などで一時的に溜まった水は、下部に設けられた排水孔から徐々に放流されるようになっています。 しかし、民間所有の既存調整池が埋め立てられるなど、適切な管理が行われていない事例が指摘されるようになり、防災上の観点から、より適切な管理が求められるようになりました。こうした状況に対処するため、平成12年、建設省（当時）は、「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」を策定し、技術的助言として、都道府県、指定都市、中核市の開発許可担当課、宅地防災担当課、河川管理担当課、下水道管理担当課に通知しました。 同マニュアルでは、 1. 調整池については、恒久調節池と暫定調整池の区別を明瞭にした上で、恒久調節池は公的管理を原則とし、暫定調整池についても公的管理が望ましい。また、恒久調節池については、土地の権限の地方公共団体への移管についても明記する。 2. 既存の流出抑制施設の内、その機能の維持が必要と判断されたものは、管理方法を明確にする。 などが示されています。 また、本市においても、開発面積が3000平方メートル以上の開発については調整池の設置が義務づけられており、その管理は原則として市に移管されることになっています。しかし、移管されないままに事	

業者に管理されているものもあります。

私は、市民の方から「近くの調整池が、木が生い茂り汚い水が溜まっている」との情報が寄せられたため、現地を見に行ってきました。確かに、そこは、周りのフェンスを超えるような高い木が何本も生い茂り、何年も放置されていることは明らかでした。確認したところ、そこは開発業者の所有となっていて、その業者は既に倒産しており、管理不能となっていました。私有地については、市は整備することはできないとのことですが、このままでは、防災上も環境の面でも問題があり、放置しておけないと思われます。

本市では、地図で見ると非常に数多くの調整池があります。私は、市内の調整池がどんな状態かを確認するために数カ所見てきました。市が管理している調整池でも、中には、水位が高く明らかに排水が滞っているものや、土砂がつもり丈高い草がびっしり生い茂っているものなど、早急に整備が必要と思われるところがありました。

近年、過去に経験したことのないゲリラ的豪雨など異常気象が頻繁に起こっており、本市でも今年9月の台風18号で高山地区を中心に被害が発生したことは記憶に新しいところです。このような中、災害を未然に防ぐための調整池の役割はますます重要になっています。

そこで以下の質問をさせていただきます。

1. 市内の調整池の状況について、民間管理も含め、どのように把握されていますか。
2. 調整池の管理基準、マニュアル等、市の管理体制はどのようになっていますか。
3. 市の管理する調整池について、今後どのように管理する方針ですか。
4. 民間の管理に任されている調整池で、問題のあるものについて、市は今後どのように対処される方針ですか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成 25 年 11 月 27 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

生駒市議会議員

白本和久 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成 25 年 11 月 27 日
午後 5 時 15 分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問
番 号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	野生動物 (イノシシ・アライグマ) による被害対策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	野生動物（イノシシ・アライグマ）による被害対策について
質疑・質問の要旨	
今日、地球上には多くの生物が生存し、多種多様な生態系が形成されております。 平成２２年に愛知県名古屋市において開催されました生物多様性条約第１０回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標の達成に向け、鳥獣の保護・管理を進めることが重要な政策の一つとなっております。言うまでもなく、自然に恵まれた生駒市には、多種多様な動植物が存在し、豊かな生態系を形成していますが、中でも鳥獣は人間の存在基盤である自然環境を構成する重要な要素の一つで、市民の豊かで潤いのある生活環境に大きな役割を果たしている事も事実であり、人間と鳥獣が共生できる自然環境を形成していく必要があります。 しかし、一方で、特定の鳥獣による生活環境や農林業への被害は全国的に拡大しており、本市でも例外ではありません。 そのような中「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、通称「鳥獣被害防止特措法」が平成２０年２月２１日に施行されました。この法律の特徴は、全国的な鳥獣被害の深刻化、広域化に対応し、地域の実態に即した被害防止対策の強化を図るため、市町村等に権限を持たせ、対策を講じられるようにした点にあります。 そこで鳥獣被害防止特措法に基づき鳥獣被害防止総合対策の実施状況及び今後についてお尋ねいたします。 1. 本市の野生動物（イノシシ・アライグマ）による被害状況の現状と推移について、アライグマについては、農作物だけでなく住居への侵入状況についても、市はどのように把握されていますか。 2. 鳥獣被害防止総合対策の取組は、市はどのように推進されましたか。 3. 生駒市鳥獣被害防止計画について (1)平成２１年度に策定された市鳥獣被害防止計画で、平成２４年度までの数値目標等が示されていますが、達成度をお示しください。	

また、期間中の検証をされているのであれば、その結果をお示してください。

(2)平成21年度に策定された市鳥獣被害防止計画は計画期間が、平成22年度から平成24年度となっていますが、今年度を含め今後どのような対策をお考えですか。

(3)被害防止活動で見えて来た課題にはどのようなものがありますか。

(4)今後の取り組み方針では、何が必要であると考え、具体的な取組活動はどう考えていますか。

(5)有害鳥獣被害防止対策は、農業ビジョン促進事業に含まれていますが、促進事業内の他の取組との連携はどのように考えていますか。

(6)市鳥獣被害防止計画に盛り込まれた、鳥獣被害防止施策を実施している「信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会」の活動の現状と、今後の活動方針はどのように考えていますか。

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年 11月 28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

塩見 牧子 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年 11月 28日
午後1時44分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	政策形成過程における市民参加について
2	要綱の条例化について
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	政策形成過程における市民参加について
質疑・質問の要旨 山下市長就任後、8年が経とうとしている。市長マニフェストの取組み状況を見ても、ほぼすべての項目にわたって順調に達成、または達成に向けての取り組みが進んでいる。また、行政改革、行政への市民参加のほか、特に教育・子育て、環境施策などは、8年前と比較して、その進展、拡充が、数字の上だけでなく、実感としても得られるようになってきていることは評価したい。 しかし、行政の政策形成過程における市民参加については、10月から新たに設けられた「市民政策提案制度」のような新規制度があるものの、すでに達成され実施されている「タウンミーティング」、「審議会等の公募市民の登用」、「パブリックコメント」等の取組は、形骸化、マンネリ化している向きがある。 多様な市民の意見を聴取し、少数意見にも配慮した施策、計画等の形成のため、市民参加の機会を拡充するとともに、実質的に意見が反映されるようにするため、市民参加のありかたを見直すことが必要と考える。 1. 「タウンミーティング」、「審議会等の公募市民の登用」、「パブリックコメント」それぞれの実施目的は何か。また、その目的を十分に達成しているとお考えか、課題があればお答えいただきたい。 また、二期目の市長マニフェストである「常設型住民投票条例の制定」については、政府が拘束型の住民投票条例を盛り込んだ地方自治法の一部改正を検討しているため、条例案を検討中であるとして、パブリックコメントをとりながら議案として上がってこない状態である。 住民が個別政策に関して住民投票条例制定の直接請求を行っても、議会の否決によって、住民が政策決定に加われないという事例は枚挙にいとまがない。常設型住民投票条例は、それを保障する制度であり、速やかな制定が望まれる。 2. 地方自治法改正の動向も見えない現在の状況にあって、常設型住民投票条例を制定した、あるいは制定しようとしている地方公共団体はある。本市の条例制定についての方針、スケジュールをお示しいただきたい。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
2	要綱の条例化について
質疑・質問の要旨 本市では、地方自治法 138 条の 4 第 3 項に基づき、法律又は条例で設置しなければならない「附属機関」を要綱で設置していたとして、その違法性を問われ、住民監査請求、住民訴訟に至ったが、それを機に、審議会等を条例によって設置する「附属機関」と要綱によって設置する「懇談会等」に整理した。 しかし、これ以外にも、補助金交付要綱や開発・建築に係る指導要綱など、地方自治法第 14 条第 2 項に基づき、住民や事業者の「義務を課し、又は権利を制限する」ため、要綱ではなく条例で規定すべきと考えられるものも存在する。 そこで、以下の点について市の見解を伺いたい。 1. 条例と要綱それぞれの運用上の長所、短所をどのようにお考えか。 2. 本市の場合、条例で規定しているものと要綱で対応しているものの線引きの基準はどこにあるのか。 3. 地方分権による条例制定権の拡大の観点から、要綱の条例化について市はどのようにお考えか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

平成25年11月28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

伊木 まり子 印

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年11月28日
午後1時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	地域包括ケアについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

	質疑 ・ 質問事項
1	地域包括ケアについて
質疑・質問の要旨	
今年度、市は9月に「医療、介護、福祉・・・これからの高齢化社会にどう対応していくのか？」と題してタウンミーティングを開催されましたが、私もこのテーマを非常に切実な問題と捉えています。 国の推計では、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）には、75歳以上の人口割合が18.1%、65歳以上の人口の割合が30.3%となり、加えて、認知症高齢者の増加、世帯主が65歳以上の単独世帯と夫婦のみの世帯の増加を想定しています。おおざっぱに言えば、2025年（平成37年）には、3人に1人が65歳以上になると推定しています。 また、介護保険の利用者数については、平成37年には、現在の1.5倍になる見通しで、介護給付費は2倍以上、介護保険料は1.65倍となる見込みです。平成24年度月額約4,972円の第1号保険料は、平成37年には約8,200円になると予測しています。 高齢化により医療需要も必然的に増加し、限られた財源のなかで、多くの介護や医療のサービスの提供が求められます。 一方、平成23年9月に実施した生駒市の市民意識調査によると、介護が必要になった場合でも自宅での生活の継続を希望する方は、65歳以上の方の50.3%に上りました。厚生労働省が実施した「介護保険制度に関する国民のみなさまからのご意見募集」においては、65歳以上の70%が自宅での介護を希望し、両親が介護が必要となった時、家族の76%が自宅での生活を希望していて、施設や医療機関への入所入院の希望は1割程度です。また、医療においても、在宅へのニーズが高まっていることは周知の事実です。 国ではこのような高齢社会の到来に向けて、「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される“地域包括ケアシステムの構築”」を目指しています。 ところで、私は地域包括ケアを保健、医療、介護、地域生活の支援サービスなどを包括的に提供して住民の安全で安心な生活を支えるものと考えています。 生駒市においては行政自らが地域に不足した医療を補完するために市立病院を開設し、地域完結型の医療の実現を目指しています。地域完結型の医療が実現し、良好な地域包括ケアシステムが構築できれば生駒市はいつまでも安心して暮らしていけるまちになるものと期待します。そこで、今回は本市が目指す地域包括ケア、特に、高齢者を対象とした地域包括ケアについて質問します。	

- 1、 タウンミーティングで紹介された、国の市町村介護予防強化推進事業の本市におけるモデル事業について、その内容、成果、課題、今後の事業展開などについてお答えください。
- 2、 市はどのような地域包括ケアが望ましいとお考えでしょうか。
- 3、 望ましい地域包括ケアを目指すにあたり、以下の項目について市としての課題と対策をどのようにお考えでしょうか。
 - ① 健康づくりの推進
 - ② 住まいや環境の整備
 - ③ 生活支援
 - ④ 介護予防
 - ⑤ 在宅系サービスと施設居住系サービス
 - ⑥ 医療と介護の連携
 - ⑦ 地域包括支援センター
 - ⑧ 利用者、家族の在り方と家族への支援
- 4、 望ましい地域包括ケアを目指すにあたり、生駒市の医療における課題と対策をどのようにお考えでしょうか。 高齢者をめぐる医療需要の変遷や医療費の動きもふまえてお答えください。
- 5、 生駒市が目指す地域完結型の医療はどのようなものでしょうか。また、地域完結型の医療において市立病院に求められる機能、役割をどのようにお考えでしょうか。
- 6、 望ましい地域包括ケアにおいて市立病院が担うべき機能、役割をどのようにお考えでしょうか。
- 7、 全国のあちこちで電子カルテや地域共通診察券などの IT 技術を活用した地域包括ケアシステム構築への取り組みがはじまっています。生駒市においてはこれらの IT 技術の活用についてどのようにお考えでしょうか。

平成25年11月28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年11月28日
午後2時7分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	容器包装リサイクルについて
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
1	容器包装リサイクルについて
質疑・質問の要旨	
現在、国においては改正法の施行から5年が経過した容器包装リサイクル法の施行状況について評価検討の作業が進められています。生駒市においても、この機をとらえ地域性を考慮した容器包装リサイクルについて検証すべきだと考えます。ついては、以下の点についてお訊ねします。 (1) P E Tボトルのリサイクルについて ① P E Tボトルの回収量について、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すようになってからの推移を、どのように分析・評価されているのか、お聞かせ下さい。 ② P E Tボトルは市況の変動により、落札額が下降線をたどっています。市況変動に対応するため、公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会の入札は今年度、上期・下期の2回の実施となっています。平成25年度分の生駒市への拠出金は対前年比で、どの程度の減少が想定されますか。 ③ P E Tボトルは地域資源であることを踏まえ、さらなる回収量の増加が望まれます。その対策についてお聞かせ下さい。 ④ P E Tボトルの再商品化先は日本容器包装リサイクル協会の入札ごとに変更となる可能性があります。遠方の業者が落札した場合、資源の移動が長距離となりC O 2の排出増などにより、環境負荷が高まることも想定されます。また、海外への資源流出も懸念されるところです。「容器包装to 容器包装」など安定した国内循環を行う再商品化事業者を選定し、独自に売却する方向も一案かと思いますが、市としての考えをお聞かせ下さい。	

(2) プラスチック製容器包装のリサイクルについて

①平成24年度のプラスチック製容器包装の回収量および選別後の日本容器包装リサイクル協会への引き渡し量についてどのように分析・評価されているのか、お聞かせ下さい。

②再商品化先が、材料リサイクルを行う事業者であると、引き渡し量の約半数は材料利用されますが、残りの多くは燃料利用されています。選別段階で除去した再商品化不適物を差し引くと、再商品化された量は収集量の4割弱に過ぎません。このような実態を鑑み、将来的な施設更新にあたって清掃センターをエネルギー創出拠点と位置付け、地域の資源を余すところなく活用することが望ましいと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

平成25年11月28日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 殿

生駒市議会議員

樋 口 清 士



発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

平成25年11月28日
午後2時50分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	生駒市の人事政策について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑 ・ 質問事項
/	生駒市の人事政策について
質疑・質問の要旨	
生駒市はこれまで「生駒市定員適正化計画（平成１９年３月）」に基づき、計画目標を平成２２年度当初９０６人として、職員の計画的な削減に取り組み、平成２１年当初には９０７人とほぼ目標を達成した。その後も、平成２６年度当初の職員を８００人以下とする市長マニフェスト及び行政改革大綱 アクションプランを根拠として引き続き職員を削減し、平成２５年度当初には８３１人にまで削減するに至った。 他方で、非正規職員の数は増加し続け、今や正規職員との比率は２：１にまでに達している。 職員の削減を進め、多様な任用・雇用形態を組み合わせることで効率的な事務執行体制を組織していくことは時代の要請であるが、一方で、組織の年齢構造が歪になることにより技術の継承さらには行政の継続性が困難になる、人員不足により行政サービスの低下や創造的・将来投資的な取り組みの減退が起こる、一人当たりの事務量の増大に伴い精神疾患の発症数が増加する、非正規職員と正規職員との就労条件に格差が生じているなど、様々な問題が指摘されている。また、これら問題点については、過去の一般質問等において、議会からも指摘されてきたところである。 そこで、定員適正化、人材育成を含む人事政策に関して、改めて以下の点について伺います。 ●職員を８００人以下にすることを目標とされているが、その根拠は何か。 ●将来にわたって、組織としてノウハウや技術を継承していくために、職員の専門的能力の育成・活用、及びそのための異動の在り方をどのように考えているのか。 ●人員が削減され、職員への負荷が増大する中で創造的な事務執行が行える環境をどのように整えているのか。 ●また、部署、職員によって担当する事務量に不均衡が生じているが、どのように解消しようと考えているのか。 ●効率的な事務執行を目指す際の非正規職員に求める役割及びその配置の在り方をどのように考えているのか。	

11
平成25年11月28日

生駒市議会議長

中谷 尚敬 様

生駒市議会議員

和田 佳資 印

発言通告書

次のとおり通告します。

平成25年11月28日
午後2時55分 受領

発言の種類 (○を付ける)	質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式)・ <u>一問一答方式</u> ・ 緊急質問
番号	質疑・質問事項 (要旨は別紙参照)
1	家庭系ごみの減量推進について
2	
3	
4	
5	

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

番号	質疑・質問事項
/	家庭系ごみの減量推進について
質疑・質問の要旨	
家庭系ごみの減量は、環境負荷の軽減、焼却施設の今後の問題、経費削減等から推進が求められるが、市民の努力と市の取り組みなどにより進んでいる。 ただ、近年は減量の鈍化が見受けられる。もっとも、これには事業系ごみの収集方法の変更が影響しているとの担当課の委員会での答弁もあり、この課題が一筋縄ではいかないことを示している。 この点、市は、「ごみ半減プラン」（生駒市一般廃棄物処理基本計画）を策定し、進めており、次の点について質問します。 1. 家庭系ごみ排出量の推移の傾向をどのように分析し、評価しているのか。 2. ごみ半減トライアルの結果と、それを踏まえ今後どのように家庭系ごみの減量とその有料化問題に対応していく考えなのか。 3. レジ袋有料化が来年6月から市内主要スーパーにおいて行われる（一部は実施済み）が、その効果はどのように考えているか。また、このことは家庭系ごみ有料化を視野に入れているとの報道もあるが、両者における関係はどのように考えているのか。 4. 家庭系ごみの減量推進に、その資源化は大きな役割を果たすと考えるが、その成果と今後の取り組みはどのように考えているのか。 5. 家庭系ごみ減量推進には市民の協力・実践が不可欠であり、そのための必要な情報の周知が重要であるが、それについて、何をどのように行うか、ホームページの内容の改善などについてどのように考えているのか。	

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。